

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年9月30日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第18号

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年亀山市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「）に基づき、本市の」を「。以下「法」という。）に基づき、市が備える」に改める。

第5条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、「又は氏名」の次に「、旧氏」を加え、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第3項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記録がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号を同項第7号とし、同条第2項中「磁気テープ（これに準ずる方

法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）」を「磁気ディスク」に改める。

第19条を第20条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条第1項第3号中「、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加え、同条第3項中「第13条」を「第14条」に改め、同条を第16条とする。

第14条第1項中「第6号」を「第5号」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条第1項中「光学画像読取装置」の次に「（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）」を加え、「磁気テープ」を「磁気ディスク」に、「第7号」を「第6号」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請等）

第12条 第10条及び前条の規定にかかわらず、登録者で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）の交付を受けたものは、当該カードを使用し、多機能端末機（市の電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であつて、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等の交付を申請し、その交付を受けることができる機能を有するものをいう。）又は窓口受付端末機（市の窓口に設置する電子計算組織と電気通信回線で接続された端末機であつて、利用者が必要な操作を行うことにより証明書等の交付を申請することができる機能を有する

ものをいう。)を自ら操作することにより印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和元年１１月５日から施行する。ただし、第１１条の次に１条を加える改正規定は、令和２年２月１日から施行する。